

[ホーム](#) > [大学紹介](#)

規程集 | 国立大学法人 大阪教育大学

[トップページに戻る](#)

[最上位](#) > [第5章 学 生](#) > [厚生補導](#)

大阪教育大学学生表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪教育大学学則（平成16年4月1日制定）第75条第2項の規定に基づき、大阪教育大学の学生の表彰に関し、必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、学長表彰及び学長特別表彰（以下、第3条を除き、「表彰」という。）とする。

(表彰の基準)

第3条 学長表彰の対象者は、本学を卒業又は修了予定者で、在学期間中における学術・課外活動等において顕著な功績があり、他の学生の範となる学生とする。

2 学長特別表彰の対象者は、表彰しようとする当該年度内に次の各号の一に該当する業績、成果、貢献及び行為等が認められる学生又は学生団体（以下「学生等」という。）とする。

- (1) 学術における特に顕著な業績
- (2) 課外活動における特に顕著な成果
- (3) ボランティア活動、人命救助、災害救助等の社会活動における貢献
- (4) その他前3号と同等以上の表彰に値する行為等

(表彰の決定)

第4条 表彰の決定は、基準に該当すると認められる学生等について、別記様式による職員又は学生からの推薦に基づき、学長が行う。

(表彰対象者を選考する委員会)

第5条 学長は、表彰対象者を選考する委員会を置くことがある。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することがある。

(表彰の時期及び公表)

第7条 学長は、表彰者が決定された後、速やかに表彰し、及び公表する。

(庶務)

第8条 学生等の表彰に関する庶務は、学務部において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、学生等の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行し、学長表彰にあっては在学中に、学長特別表彰にあっては平成17年4月1日以降に、それぞれ基準に該当する業績、成果、貢献及び行為等があった学生等から適用する。

附 則

この規程は、令和元年11月5日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

[別記様式（推薦書）](#)

別記様式

推 薦 書

年 月 日

大阪教育大学長 殿

推薦者 印
(所属等)

下記の学生・学生団体は、大阪教育大学学生表彰規程第3条 第1項 第2項()に該当すると認められるので、推薦します。

記

1 推薦対象者

(1) 学 生

課程・コース・専攻

学籍番号

氏 名

(2) 学生団体

団体名

代表者氏名

2 推薦理由

※ 賞状，大会要項，新聞記事等参考となる資料を添付してください。

大阪教育大学学生表彰実施要項

(趣旨)

1 この要項は、大阪教育大学学生表彰規程（以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、表彰の実施に関し必要な事項を定める。

(表彰者の公募及び締切り)

2 推薦は公募し、学内掲示等により広く周知するものとする。

3 推薦の締切りは、学長表彰にあっては対象者が卒業又は修了する年度の2月末日、学長特別表彰にあっては表彰の対象とする功績、業績、成果、貢献及び行為等がなされた時期と同年度の2月末日とすることを原則とする。

(表彰の時期)

4 学長表彰は学位記授与式又は修了証書授与式の日に、学長特別表彰は表彰の対象となる翌年度の入学式の日に行うことを原則とする。

(表彰の基準の詳細)

5 規程第3条第1項に規定する基準の詳細は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学術・課外活動等において社会的に顕著な功績をあげ、他の学生の範となる学生

(2) 社会活動において優れた評価を受け、かつ、本学の名譽を著しく高めたと認められる学生

(3) 学業が特に優秀とみなされ、他の学生の範となる学生

(4) その他前3号と同等又はそれ以上の表彰に値する行為等があったと認められる学生

6 規程第3条第2項に規定する基準の詳細は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第1号関係

国際的若しくは全国的規模の学会から賞を受けた場合、社会的に高い評価を受けた場合など、顕著な業績をあげたと認められる学生等

(2) 第2号関係

ア 体育活動でオリンピック、世界選手権、アジア大会等の国際レベルの競技会に出場し、優れた成績を収めた学生等

イ 体育活動で国民体育大会、日本選手権等の権威ある国内最高レベルの競技会に出場し、優れた成績を収めた学生等

ウ 体育活動で全国規模の競技会に出場し、優れた成績を収めた学生等

エ 芸術・文化活動で国際レベルのコンクール等で高い評価を得た学生等

オ 芸術・文化活動で権威ある国内最高レベルのコンクール等で高い評価を得た学生等

カ 芸術・文化活動で全国規模のコンクール等で、高い評価を得た学生等

(3) 第3号関係

ア ボランティア活動等において、顕著な活動が認められた学生等

イ 人命救助、犯罪防止、災害防止に貢献した学生等

(4) 第4号関係

その他前3号と同等又はそれ以上の表彰に値する行為等があったと認められる学生等

(表彰の公表の詳細)

7 規程第7条に規定する公表は、ホームページ、広報誌等に掲載するとともに、学内掲示板に掲示することにより広く行うものとする。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行し、学長表彰にあっては在学期間中に、学長特別表彰にあっては平成17年4月1日以降に、それぞれ基準に該当する業績、成果、貢献及び行為等があった学生等から適用する。

学生支援実施委員会による学生等の表彰に関する申合せ

学生支援実施委員会申合せ
平成 25 年 1 月 6 日

- 1 学生支援実施委員会が行う学生又は学生団体の表彰（奨励賞・特別賞）に関し、必要な事項を定める。
- 2 大阪教育大学学生表彰規程（以下「規程」という。）第3条第1項に基づく選考を行った後、表彰対象外となった学生（卒業または修了予定者）で、学生支援実施委員会（以下「委員会」という。）が在学期間中における学術・課外活動等において顕著な功績があり、他の学生の範となると認められた場合は、奨励賞または特別賞を授与することができる。
- 3 規程第3条第2項第1号及び第2号に基づく選考を行った後、表彰対象外となった学生または学生団体で、委員会が当該年度において学術・課外活動に顕著な業績または成果を上げたと認められた場合は、奨励賞を授与することができる。
- 4 規程第3条第2項3号に基づく選考を行った後、表彰対象外となった学生または学生団体で、委員会が当該年度においてボランティア活動、人命救助、災害救助等の社会活動で貢献したと認められた場合は、特別賞を授与することができる。
- 5 表彰は、学生支援実施委員会委員長が表彰状を授与することにより行う。
なお、表彰状に添えて、記念品を贈呈することがある。